

# ことのは表彰業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

「ことのは表彰業務」委託

## 2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（令和7年度）

※以降、令和8年度、令和9年度についても契約を締結

## 3 実施主体

島根県・青少年育成島根県民会議

## 4 事業目的および事業目標

### （1）事業目的

少子化対策の推進にあたっては、地域全体で子どもに関心を持ち、子どもを大切にする環境づくりが重要になる。

これを実現させるため、子育てや子ども、家族に関する楽しさ、うれしさや感動などを、ひとことで表した「ことのは（言葉）」を募集し、子ども・子育て支援の広報啓発に活用することにより、誰もが子育てや子どもを大切し、それを行動に移せるような気運の醸成を図る。

### （2）事業目標

直近過去3回の応募総数の平均値を上回ること。なお、団体の部で申し込みのあった作品は、全て「一般の部」および「こっころの部」の作品としても受け付ける。

## 5 ことのは表彰概要

別紙1のとおり。

別紙1のうち、「2 協賛企業」、「4 作品応募期間」、「5 業務スケジュール及び入賞作品選定手順」、「6 表彰内容のうち副賞部分」以外の項目については、別紙1のとおり実施すること。

## 6 委託業務

以下の業務を行うこと。なお、県が行う業務も含めた表彰業務の全体は別紙2のとおり。

- （1）全体計画の作成
- （2）協賛募集業務
- （3）作品募集業務
- （4）作品審査業務（一次審査、二次審査）
- （5）イラスト作成業務
- （6）表彰業務
- （7）作品集管理業務
- （8）体験談募集業務

## 7 業務内容

### (1) 全体計画の作成

- ・目的・目標を達成するために効果的な全体計画を作成すること。
- ・なお、第23回（令和6年度）ことのは表彰のスケジュールは、別紙1の5（1）のとおりであるが、募集期間を短くし、表彰の時期を変更することなども可能であり、これを踏まえて全体計画を提案すること。

### (2) 協賛企業募集業務

- ・副賞を提供する協賛企業を募集すること。協賛企業の募集方法、業種などについて提案すること。なお、第23回（令和6年度）ことのは表彰協賛企業は、別紙1の2のとおり。協賛内容は別紙1の6のとおり。
- ・副賞の提供以外に、協賛金を募り事業規模を拡大することも認める。
- ・協賛企業の選定や当事業へ協賛をいただいた場合における広報物等への企業名・ロゴマークの記載については、県へ事前に協議すること。

### (3) 作品募集業務

#### ①作品募集の広報

4（2）の目標を達成するために効果的な広報の手法を提案すること。

##### 【留意事項】

- ・次の施設へはチラシ及びポスターを送付すること。  
小中高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育関係施設・団体、市町村立幼稚園、認可保育所、地域子育て拠点施設、児童館、放課後児童クラブ
  - ・チラシ及びポスターの納期は別途指定する。
- ア) 県内保育所、小中学校等の全児童・生徒へチラシを送付する場合、個別の保育所等ごとに送付するのではなく、以下のとおり対応することも可能であるため、契約締結後、県と協議を行うこと。
- (i) 市町村立幼稚園、小学校および中学校への送付
- ・県が各市町村教育委員会（松江市および出雲市を除く）あてのチラシ配布依頼文を作成。
  - ・受諾者は、児童・生徒数分を各施設別に仕分け封筒詰めの上、各市町村教育委員会へ県からの依頼文およびチラシを送付する。
- (ii) 認可保育所、地域子育て支援拠点施設および児童館等への送付
- ・県が各市町村担当課（出雲市を除く）あてのチラシ配布依頼文を作成。
  - ・受諾者は、児童・生徒数分を各施設別に仕分け封筒詰めの上、各市町村担当課へ県からの依頼文およびチラシを送付する。
- イ) 県は県政広報媒体により周知を行う。

#### ②作品の応募受付、集計

##### ア) 作品の応募受付

作品の応募受付は、FAX以外は受託者が行うこととし、幅広い世代が応募しやすい効果的な応募方法について提案すること。なお、島根県電子申請サービスを利用することも可能であるため、利用を希望する場合、契約締結後、県と協議を行うこと。

##### イ) 作品の集計

応募作品について、効率的な審査とするため、必要な項目を記載した一覧表を作成すること。

#### (4) 作品審査業務

- ・以下のとおり、審査にかかる業務を行うこと

##### ①一次審査（書面審査）

- ・審査委員への審査依頼通知および応募作品一覧表の送付
- ・審査委員の選定結果のとりまとめ

##### ②二次審査（集合審査）

- ・審査委員への審査依頼通知および審査日時の調整
- ・審査委員会会場の確保
- ・審査会の準備（審査資料、貼り出し用作品、ネームプレート、次第、名簿、進行表等の一切の資料）、当日の運営
- ・審査委員長への事前説明（審査会当日）
- ・審査結果のとりまとめ

##### ③審査委員への謝金等の支払い

- ・謝金および旅費について、島根県の規程に基づく金額を支払うこと。なお、謝金は1名につき以下のとおりとすること。
  - ア) 一次審査（書面審査）10,300円
  - イ) 二次審査（集合審査）10,300円

#### (5) イラスト作成業務

二次審査で選定された入賞作品のうち、知事賞、会長賞及び優良賞の14点について、イラストを作成すること。作成の際は、県が受賞者から聞き取った作品背景を参考にすることとし、ラフ画、清書画について県に確認すること。

なお、イラストのデジタル原画および電子データを県へ納品すること。

#### (6) 表彰業務

##### ①イラストパネルの作成等

- ・(5)により作成した電子データから14点のイラストパネルを作成すること。
- ・知事賞および会長賞の4作品は、表彰式当日に受賞者へイラスト（(6)②の印刷物）を額に入れて渡すこと。

##### ②イラストの印刷

- ・インクジェット出力で光沢紙（A4サイズ）に印刷し、28枚（14作品×2枚/作品）について、以下のとおり納品等すること
  - ア) 受賞者用
    - ・印刷物のうち14枚について、1枚ずつ額に入れ受賞者へ送付すること。
    - ・表彰式出席者分については、表彰式当日に直接渡すこと。
  - イ) 県展示用
    - ・印刷物のうち14枚について、1枚ずつA4パネルに貼り県へ納品すること

##### ③表彰式必要品の準備

- ・知事賞、会長賞および団体賞受賞者へ渡す賞状、賞金、図書カード、金封、賞状筒、手提げ袋、イラスト用額等必要なものを準備すること。

- ・開催場所について確保し、会場レイアウト等については県と協議すること。

#### ④協賛企業提供副賞の手配

- ・副賞について、送付日時等を表彰式欠席者、優良賞およびこっころ賞の受賞者と協賛企業との間で調整の上、送付すること。
- ・参加賞についても、抽選の上、応募者の中から該当者を選定し、送付すること。

#### ⑤優良賞およびこっころ賞受賞者への賞状等の送付

- ・賞状、図書カード、賞状筒、イラスト用額等必要なものを準備し、受賞者あて送付すること。
- ・賞金は受賞者の指定する口座へ振り込むこと。
- ・知事賞、会長賞および団体賞受賞者のうち、欠席者についても上記と同様に行うこと。

#### ⑥表彰式受賞者旅費

- ・島根県の規程に基づく受賞者旅費を準備すること。
- ・受賞者の旅費については、実績により精算することとし、変更契約を締結する場合がある。

#### ⑦団体賞応募団体への感謝状の送付

- ・団体賞応募団体へ向けた感謝状の作成を行い、送付すること。

### (6) 作品管理業務

- ・ことのは大賞 20th 記念サイトの管理・運営を行うこと。

### (7) 体験談募集業務

- ・過去のことのは大賞作品を観た感想や、行動が変わった体験談を募集すること。

## 8 プロジェクト管理・進行

### (1) 業務計画書

- ・受託者は契約締結後、本業務における目標、事業目的達成のため過去作品を含む作品の活用方法とそのコンセプト、作業項目と役割分担、スケジュール、体制およびプロジェクト管理方法等を記した「業務計画書」を作成し、提出すること

### (2) 打合せ

- ・必要に応じて打合せを行うこととし、議事録を提出すること。

## 9 納品する成果品

### (1) 成果品について

- ・本委託業務において作成する成果品については、その媒体にかかわらず、事前に県による内容確認を受けること。

### (2) 委託業務完了告書

- ・委託業務完了の日から起算して10日を経過した日または令和8年3月31日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書（様式任意）を提出して完了検査を受けること。
- ・本事業の目的及び目標は4のとおりであり、その達成に向けた取組内容及びその達成状況等については報告書に必ず盛り込むこと。

### (3) 納品媒体及び数量

- ・知事賞、会長賞に選定された14作品のイラストパネル、電子データを納品すること。
- ・紙媒体及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で納品すること。

## 10 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。